

「表紙共 18枚」

令和5年7月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和5年8月8日(火曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	11 番 原田文利
3 番 飯田 隆	12 番 中島幸一郎
4 番 穴井浩司	13 番 平川 修
5 番 河津祐二	14 番 横田秀喜
6 番 川良澄子	15 番 川津清則
7 番 綾垣和子	16 番 井上俊勝
8 番 湯浅正徳	17 番 財津満寿光
9 番 樋口虎喜	18 番 梶原真悟
10 番 高瀬義徳	19 番 河津裕治

4 出席事務局職員

局長 武内義則 主幹(総括) 今田秀樹 主査 小野芳也 主任 中村 仁 主任 櫻木悠輔 主任 太郎良悠希

7 月 定 例 総 会 議 事 日 程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件

第5号 8月調査委員の選任について

第6号 日田市農業委員会小委員会の所属について

6 報告

第1号 農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく合意解約について

7 その他

(1) 8月現地調査

日 時 8月24日(木) 午前9時～ ※ 調査委員のみ

(2) 8月調査委員会

日 時 8月29日(火) 午前9時～ ※ 会長、副会長、調査委員

(3) 8月定例総会

日 時 9月8日(金) 午後2時～
会 場 7階 大会議室

(4) 行事日程

8月 8日(火) 農地パトロール説明会(定例総会終了後:7階 大会議室)
8月 12日(土) おんせん県おおいた就農・就業応援フェア in 大分(大分市)
8月 18日(金) ウーマンアグリネットおおいた通常総会(別府市) *女性委員5名
8月 22日(火) 常設審議委員会(大分市) *会長
8月 25日(金) 役員会 15:00～ *役員
9月 27日(水) 改選期別農業委員会セミナー(別府市) *農業委員・推進委員対象

(5) その他

- ・「7月分 農業委員会活動記録簿」の提出日
- ・「7月分 戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

<p>事務局長 (武内義則)</p>	<p>それでは、ただいまより定例総会を開会いたします。</p> <p>本日は、2番 中島浩司委員から欠席届が出ております。</p> <p>推進委員は、日田・五和地区の末武正則委員、三花地区の酒井明巳委員から欠席届が提出されていますので、報告いたします。</p> <p>総会の成立でございますけれども、委員総数19名中、出席委員18名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することを御報告いたします。</p> <p>また、会議に入ります前に、お断りさせていただきますけれども、議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名をした後に発言されるようお願いいたします。</p> <p>携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードにさせていただきますよう、再度確認をお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の総会を、議事日程に従いまして進めさせていただきます。</p> <p>会議規則第8条により、会長が会議の議長を務め、議事を整理することとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>改めまして、こんにちは。</p> <p>暑い中ですね、また台風が来る中で御出席、誠にありがとうございます。</p> <p>農業委員会がですね、新しい体制になりました。農業委員・推進委員の方、それぞれの思いがあり、応募していただいたものだと思っております。農家の代表といたしましてですね、活動をお願いしたいと思います。また以前はですね、農業委員会は、農地の番人ということでしたが、今、今年の4月からですね、農業委員会は農地を動かす人ということに変わっております。農家の方々ですね、目線で、作業をお願いしたいと思います。また、今期よりですね、推進員の方々にも、確認をさせていただきます、議案のですね、後ほどまた言いますので、そのときはよろしくお願いしたいと思います。</p> <p>それでは着座いたしまして、議事を進行してまいります。</p>

	<p>はい、議事録署名委員の指名でございます。会議規則第17条により、議事録署名委員は、議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>それではですね、今回は、4番 穴井浩司委員、17番 財津満寿光委員の2名の方をお願いしたいと思います。</p> <p>議案の訂正がございましたら、事務局お願いいたします。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>今回、議案の訂正はございません。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。では、早速議案の審議に入りたいと思います。</p> <p>今回の調査員は、2番 中島浩司委員、8番 湯浅正徳委員、14番 横田秀喜委員の3名でございます。</p> <p>調査委員長14番の横田秀樹委員の方をお願いしたいと思います。</p> <p>横田委員、調査委員長でございますので、一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員長 (横田秀喜)</p>	<p>はい。皆さんこんにちは。</p> <p>調査委員長を命じられました横田でございます。7月25日に、現地調査を副会長と湯浅委員と私と3人と、それから事務局職員と一緒に現地を見てまいりましたので、よろしくをお願いしたいと思います。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。それではですね、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件、9件でございます。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>

事務局
(太郎良悠希)

はい。

議案1ページ 議案第1号 農地法第3条についてです。

この農地法第3条というのは、農地を農地として使うための所有権の移転の申請や許可についてです。今回は、初めての委員さんも居られますので、簡単に制度等の御説明をいたします。御手元に、今日、たくさん資料をお配りしているんですけども、その中のですね、A4縦向き、左側をホッチキスで止めております資料No.1というのを御覧ください。通常チェックシートと御説明している分でございます。こちらに沿って、御説明しようと思えます。

こちらにありますのは、それぞれの案件が、農地法上問題が無いこと、から許可が出来る見込みがある、という風に整理しているものでございます。

資料No.1、一番左側にですね、審査の項目というその上から①②③④⑤⑥⑦、この六つが、許可できるかどうか、審査する時のポイントとなるところです。

上から順に御説明いたします。

まず①、【全部効率利用】といいまして、機械の所有状況や、家族の、この農業の従事状況等から見て、農地を効率的に使えない、といった場合が、「該当する」ということになります。

該当してしまうと、許可が出来ない、ということになります。なので、この後、個別の案件で、御説明いたしますが、それぞれの案件において「該当しない」から、この項目については許可出来そうだ、ということと整理をしております。

同じように全ての項目が「該当しない」ことが、許可の条件という風に捉えていただければと思います。

続いて②ですね、農地を所有するためには、どの法人でも、所有ができるわけではありません。

簡単に言うと、農業をするための会社でないと、所有権の取得は出来ないということになっております。

逆に、取得できるのが、「農地所有適格法人」と、そこに書いてあるものでございます。これにも、それぞれ該当しないから良さそうだ、ということで、今のところ整理しております。

続いて③、信託による引受けのため取得も出来ません。

続いて④、【農作業常時従事】といいまして、譲受人、農地を受けるほうの方ですね、が、農作業の必要

がある日数について、作業に従事するかどうか、これも審査の項目に入ります。

続いて⑤、転貸は禁止されております。

⑥【地域調和】、権利の取得により、周辺の農地の利用に支障が出るような場合も許可が出来ない、となっております。

これら六つの項目を審査していきまして、もちろん現地の様子なども見まして、それぞれ該当しなければ「許可」という判断になってまいります。

また、これまでですね、許可後の譲受人の方の農地の面積が、日田市ですと、二反五畝、2,500㎡以上なければならないという下限面積というものがございましたが、法改正によりまして、この4月から、この下限面積がなくなったので、一つ項目が減って、六つになっている、というところがございます。

簡単でしたが、3条の審査はこんな風にしてます、という御説明でした。

それでは、今月の案件に移ります。今月は9件申請がありました。

まず、議案書の方ですね。

番号43、大字石井〇、地目は台帳・現況ともに田、面積が910㎡です。

譲渡人は4名の共有となっております、福岡県の〇さん、同じく〇さん、宮崎県の〇さん、日田市大字夜明の〇さんです。譲受人は日田市石井町3丁目の〇さんです。遠方に居住しており管理が出来ないため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。場所の御説明を前のスクリーンで行います。申請地は、この赤く丸をしているところです。この後の案件についても、同じような流れで御説明いたしますが、石井工業団地の中にある一角でございます。この場所を航空写真で見ますと、はい、このようになっております。こちらが字図と航空写真を重ねたものです。赤く囲んでいるのが、今回の申請地ということになっております。次が字図ですね、こちらも赤で囲んでいるのが、今回の申請地です。この場所の現地調査の際の写真が、このようになっております。この赤で囲んでいる内側なんですけども、御覧のように田んぼとして耕作がされておりました。今後、3条・4条・5条などにつきましても、同じように議案書に沿って、場所などの御説明をした後、前のスライドで航空写真や現地の様子を御覧いただく、という流れで審議していただければと思っております。

はい。続いて44番ですね。大字高瀬〇、地目は台帳・現況ともに田、面積が1,225㎡です。

譲渡人は、お二人の共有となっております、日田市高瀬本町の〇さんと〇さんです。譲受人は日田市高瀬本町の〇さんです。今回の申請地は、譲受人の方と同じ農家世帯のお父様が、現在借りております。これを、息子さんである〇さんが譲り受けたい、ということでの申請です。場所が、高瀬小学校の北側にある赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、このようになっております。こちらが字図です。現地は、このようになっておりました。

では、ページが変わりまして45番です。大字渡里〇、地目は台帳・現況ともに畑、面積が3,744㎡です。

譲渡人は日田市清岸寺町の〇さん、譲受人は日田市山田町の〇さんです。譲受人の求めに応じて譲り渡したい、自己所有の農地が新清掃センター建設により減少するので、農地面積を補填するため、譲り受けたい、とのことでの申請です。場所が山田原にありますJAおおいた梨選果場の近く、赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。こちらが現地の様子です。

はい。続いて46番です。大字石井〇、地目は台帳・現況ともに畑、面積が411㎡です。

譲渡人は福岡県の〇さんで、譲受人は日田市丸の内町の〇さんです。相続により取得したが遠方に居住しており管理ができないため譲り渡したい、隣接する居宅とともに買受け、家庭菜園として利用したいということです。場所は、石井のランドヤ古墳公園の近くにある赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、このようになっております。一緒に買う家ですね、こちら、今、クルクル赤で記しているところです。ここのお家と、隣の畑を譲り受けるということでございます。現地もですね、このお家の中を通らないことには、なかなか辿り着けないような場所にございました。また、この後現地の写真を御覧いただきますが、この航空写真でもですね、建物が二つあるのが見えるかと思えます。こちら現地調査の時に、農業用倉庫であることを確認出来ましたし、譲り受けた後も、農業倉庫として使うことを、代理人の行政書士さんに確認をしております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。こちらが先ほど申し上げた倉庫ですね、こちらシャッター付きなので、トラクターだったり、機械を入れていたりしていたのかな、というような状況でした。こちらも、雨に濡らしたりしたくないような、コンテナとか、いろいろ入れていたようであります。農地に建物を建てる場合などは、通常農地転用の許可が必要でございますが、許可が要らない場合が幾

つかございまして、その中の一つに、200㎡未満の農業用施設は、許可が要らない、というものがございまして。そのため、今回の3条申請にあたりましては、特に許可は、影響が無い、と考えております。一方で、多くの農業委員会で、こういった農業用施設は、届出をいただくこととなっておりますので、今回の3条申請に合わせてこういった倉庫があることについて、届出をいただくよう、指導しております。

続いて47番です。天瀬町桜竹〇で、地目は台帳・現況ともに畑、面積が7,643㎡です。

譲渡人は福岡県の〇さんで、譲受人は、日田市天瀬町の〇です。遠方に居住しており管理が出来ないため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。場所が、近くにはですね 天ヶ瀬温泉カントリークラブさん、ゴルフ場ですね。それや喜楽苑さんがございまして、その南側赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、このような形になっております。こちらが字図です。面積が7,600㎡ほどありますので、かなり広い土地でしたが、一面御覧いただいているように、原っぱといえますか、こういった状況になっておりました。こちらで、ワイン用のマスカットベリー、ブドウを育てる、ということで伺っております。

続いて48番です。天瀬町本城〇で、地目は台帳・現況ともに畑、面積が348㎡です。

譲渡人は東京都の〇さんで、譲受人は日田市天瀬町の〇さんです。管理が出来ないため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。場所が、市役所の方から、ずっとスカイファームロードを通って行かまして、天瀬方面に行きますと、途中で仮迫の交差点、信号の有る交差点がございまして。そこを南向きに行かまして進んでいった赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、このようになっております。申請地の地番とですね、譲受人の方の地番を見ていただけるとお判りかと思うんですけども、家の隣の畑を譲り受ける、というような申請でございまして。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。こういった状況で、この大きな木はですね、栗の木でした。で、この奥に、もう少し小さな栗の木がもう1本植わっている、というような状況でございました。

ページが変わりまして、49番です。天瀬町桜竹〇、地目は台帳・現況ともに畑、面積が432㎡です。

譲渡人は日田市天瀬町の〇さんで、譲受人は日田市天瀬町の〇さんです。管理が出来ないため譲り渡したい、譲り受けて家庭菜園として利用したい、ということでの申請です。場所が、天瀬振興局の近くの橋があ

りますが、そのすぐ脇の赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、このような形になっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。

続いて50番です。天瀬町五馬市〇で、地目は台帳・現況ともに田、面積が1,775㎡です。

譲渡しは日田市天瀬町の〇さんで、譲受人は日田市天瀬町の〇さんです。後継者不在のため譲り渡したい。譲受人の依頼を受けて譲り受け、規模拡大したいとのことでの申請です。場所が、二つ前の案件でございましたファームロードの仮迫の交差点を曲がりまして、南側に赤い丸をしているところです。航空写真で見ると、このようになっています。こちらが字図で、こちらは現況の写真です。

最後に51番です。大字有田〇ほか7筆の計8筆で、地目は台帳・現況ともに畑、面積が合計で3,090.79㎡です。

譲渡人は大分市の〇さんで、譲受人は日田市銭淵町の〇さんです。体調不良のため譲り渡したい、譲り受けて規模を拡大したい、とのことでの申請です。場所は、あやめ台のところのすぐ近くです。交差点がございりますが、そのすぐ近くにある8筆です。航空写真で見ると、このようになっています。今、この画面上に写っておりますのが、〇から5筆ですね。残りの3筆は、さらに南側にありますので、写真は分けて御説明しようと思っております。今回ですね、農地だけではなく〇さんの宅地が、この家の部分なんですけども、こういったものも含めて全部譲り受ける、ということで伺っております。こちらが字図で、それぞれの土地の現況の様子、御覧いただこうと思いますが、まず〇です。手前の方、何も作ってはいなかったんですけど、奥の方はですね、サツマイモを2種類ほど作っておられました。こちらが〇です。この後が、こういった風に、かなり草が伸びたような状況です。航空写真で見ますと、この家の周りのところの農地が、ほとんどこのように草が生えておりまして、現地を見た後ですね、譲受人の方に、こういった状況だけど、本当に農地として使いますか、というところは、念のためですね、確認をしました。かなり草の伸び方が凄かったからですね。ただ、やはり農地として作っていきたいということで、意思の確認は出来ておりますので、3条でよろしいかな、と考えております。こちらが、主に〇が写っております。こちらが〇ですね。航空写真で見ますと、この上の黄色でしているところ、この部分です。特に、こちらはですね、土地の半分ぐらいが、法面になっていたりして、本当に、ここは農地として、中でも特に、使えますか、ということで、意思

	<p>の確認をしたところではありますが、例えば、苗を育てたりというような使い方をしてでも、農地としてできるだけ使いたいんだ、ということで、おっしゃっていました。この〇については、例えば農地でない証明、非農地証明などでも対応が出来るのではないかなと思っている、ということまで伝えましたが、やはり農地として譲り受けたい、ということでしたので、そのまま申請をいただいております、というところがございます。残りの3筆ですね、航空写真で御覧いただけますように、大きな1枚でございますが、土地が三つに分かれている、という状況です。こちらが字図で、こちらも、なかなか草が伸びておって大変そうなところではございますが、今後農地として管理していきたい、ということで伺っております。案件について、それぞれの御説明は以上です。それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長から御意見をいただこうと思います。</p>
<p>調査委員長 (横田秀喜)</p>	<p>はい。私ども見た限り、問題は無かったんじゃないか、と思っております。 以上です。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>それでは、最初に使いました資料No.1チェックシートに移ります。 全ての項目に「該当しない」ことが、許可の条件です。3条につきましては、1ページから3ページ目までになっておりまして、全ての項目に該当しないことが、確認出来ております。 私からは以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。事務局の報告にあるように、また調査委員長の報告にあるようにですね、許可との結論でございます。 皆さんの中で何かあれば、御発言いただきたいと思っております。 飯田委員どうぞ。</p>

<p>3番 (飯田 隆)</p>	<p>はい。3番の飯田です。 45番ですね。面積が3,744㎡と広いんですが、これは、牧草か何ですか。あと、また何か別のものを植える、という予定があるんですかね。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>事務局、よろしいですか。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい。 譲り受けた後はですね、飼料作物などを作る、ということで伺っております。</p>
<p>3番 (飯田 隆)</p>	<p>まあ、牧草系ですね。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい。そうです。</p>
<p>3番 (飯田 隆)</p>	<p>はい。分かりました。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>飯田委員、よろしいですか。</p>
<p>3番 (飯田 隆)</p>	<p>はい。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ほかに何かございませんか。 原田委員どうぞ。</p>
<p>11 番 (原田文利)</p>	<p>はい。11番原田ですけど、最後の51番ですね、譲り受ける〇さん、高瀬の方で1町4反ぐらい畑を持ってるんですけども、今回、〇さんの屋敷からも含めて、所有してる農地を全部買い取るということですが、実際、〇さんは、こういった作物等を作られてるんですかね。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい。今所有されてる1町4反ほどですね、ここは主にニンニクを作ってらっしゃる、ということで伺っております。ただ今回、譲り受けることについては、タマネギやカボチャ、あとはズッキーニもちょこっと作ろうかな、ということで伺っております。</p>
<p>11 番 (原田文利)</p>	<p>はい、分かりました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>よろしいですか。 はい。何かほかにお聞きしたいことがあれば、どうぞ。 河津裕治委員、どうぞ。</p>
<p>19 番 (河津裕治)</p>	<p>はい。19番 河津です。 47番ですが、ちょっと何を植え付けるか、ちょっと聞き取れなかったんで、すいません、もう一度お願いします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい。ブドウの一種でマスカットベリーというのがあるそうで、ワインに使うためのもの、という風に伺っております。</p>

<p>19番 (河津裕治)</p>	<p>はい、わかりました。 ちょっと面積が広いんですね、どうかなあと思ったんです。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>いいですか。 はい。ほかに何かお聞きしたいことがある方は、よろしいですか。 それではですね。無ければですね、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を全てを満たしていると考えます。御承認いただけますでしょうか。 御賛同される農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 御賛同いただける推進委員の方々、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、第1号議案原案通り許可といたします。</p> <p>引き続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件、1件でございます。 事務局、説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>それではですね、私からですね、農地法、第4条の申請について説明をしたいと思います。 その前にですね、今回は改選後初めての総会ですので、簡単ですが、農地の区分などの説明をしたいと思</p>

います。まず御手元にお配りしております資料を御覧ください。資料の右上に「転用説明資料」と書いているものがあると思いますので、それを御覧ください。この、前のスクリーンと同じものになっておりますので、確認をお願いいたします。

それでは説明に参りたいと思います。資料のですね、左から2番目、こちら農地区分という項目がございます。

こちらですね、農地区分、五つございますが、まず一つ目ですね、この中で、甲種農地、この部分ですね。上から2番目の部分があるんですけども、こちらはですね、日田市には該当がございませんので、日田市の場合であります。甲種農地を除いた四つがですね、農地の区分となっております。では、この一番上ですね、一番上の部分がですね、担当は、農業振興課となっておりますが、こちらはですね、市が農業振興地域整備計画の中で、農用地として定められた区域を、農用地区域内農地と判断しております。

続きまして、第1種農地です。上から三番目、こちらになります。第1種農地はですね、集団農地、10ha以上と、こちらに書いてございますが、10ha以上の規模の一団の農地地域の中にある農地と、公共投資と圃場整備などをされた農地につきましては、1種農地と判断しております。

続いて、この1種農地の下ですね、2種農地というのがございますが、こちらは後から説明させていただきたいと思いますので、一旦飛ばさしてもらいます。

1番下のこちら、3種農地ですね。3種農地は、都市計画法の用途地域に定められたところになります。3種農地は、ほかに、申請地からおよそ300m以内に、都道府県庁や市役所、区役所、または町村役場や鉄道の駅があることなどという要件がございます。ほかに、幾つか要件はございますが、主なものとしては、都市計画法の用途区域に入っているというのが3種農地となっております。

最後に、こちら下から二番目、2種農地になりますが、2種農地は、こちら先ほど説明した農用地区域内農地、第1種農地、第3種農地、この三つに該当しないものが、第2種農地の区分というふうになっております。

続きまして、こちら資料の右側、この部分ですね、立地基準が載っておりますが、農用地区域内農地と、第1種農地につきましては、こちらは原則、転用は不可という風になっております。これはですね、例外の

規定がございますので、もし、その申請が上がっている場合につきましては、またそのときに、なぜそうなるかという説明をさしていただきたいと思います。

続きまして、こちら2種農地を飛ばさせてもらいまして3種農地になります。こちらですね、原則、許可となっておりますので、許可が出来る農地という風になっております。

先ほど飛ばしました第2種農地につきましては、第3種農地に立地困難な場合等については、許可ということになっております。転用目的が、農地でなければ達成出来ないという場合は、許可というカタチになっております。

資料での説明は以上となります。

続きまして、チェックシート、先ほども3条でお話がありましたけれども、チェックシートをですね、御覧いただければと思います。

こちらですね、4条の内容が、4ページと5ページに書いております。4条、転用ですね、4・5条はですね、全部で16項目のチェック項目がございます。4ページの左端に、審査の項目とありまして、それぞれ①②③と、項目がございます。

①と②ですが、先ほど説明いたしました農用区域内農地や、1種農地に該当するか、しないか。農地区分は、何になるかというところを、こちらで判断いたします。

続いて③からが、一般基準という風になっております。転用を、達成するための資力及び信用があるか。転用を達成するために、融資を受けるときには、融資証明などを添付していただくようになっておりますので、そういった信用があるかというところを、判断するところになっております。

続きまして④です。申請地に転用行為の妨げとなる権利を有する者がある場合や、地上権や永小作権が入っている場合には、そういう方の同意をとる必要がございます。

ここは、そういった区分になっております。

続いて⑤にいきます。許可を受けた後、おおむね1年以内に申請地を申請に係る用途に供することが確実に認められない、ということは、おおむね1年で、転用は完了していただくようになっております。1年をですね、超える場合には、事業計画を提出いただきまして、許可の見込みがある、ということを確認いたし

ます。

続いて⑥です。⑥は、土砂の流出又は崩壊、その他、災害を発生させる恐れがある、ことをこちらで判断いたします。

⑦が、農業用排水施設・農道・ため池、その他の農業用施設に支障を及ぼす恐れがある場合がないか。

⑧が、位置等からみまして、集団的に存在する農地を、蚕食・分断する恐れがないか、確認します。

⑨が、周辺農地の日照や通風等に支障を及ぼす恐れがないか。

⑩が、周辺農地の利用の集積に支障を及ぼす恐れがないかを判断いたします。

続いて5ページですね、⑪になります。

こちらは、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、認可等の処分を必要とする場合において、処分される見込みがないか。

主なものといまして、開発面積が1,000㎡以上の場合は、日田市環境保全条例というものがあまして、開発協議が必要ということで、許可証の添付をするようになっております。

続いて⑫です。一体的利用に供する農地以外の土地の利用の見込みがない、ということですが、こちらは、農地とあわせて、農地以外の土地を利用する場合は、その土地が、申請目的に利用出来るか、ということ審査いたします。

続いて⑬です。計画面積が妥当ではない。申請した計画に対して、広過ぎたり、狭過ぎたり、と申請が妥当ではないか、というところを判断いたします。

続きまして⑭です。宅地造成のみの目的の場合において、事業後、施設の立地が確實ではないというのは、造成のみは、転用目的では認められておらず、造成して家を建てるとか、建物を建てるところまでが、転用となっております。

下の、この表のですね丸の部分に書いてありますが、都市計画の用途区域内に定められてある場所であれば、造成のみの許可が可能となっております。

続いてですね、⑮と⑯なんですが、こちらは、一時転用の場合を書いております。

⑮が一時的転用の場合、一時的な利用と認められない、という場合になります。

最後に⑩ですが、一時転用の場合は、利用後、その土地を農地として戻す必要がありますので、それが確実であるかどうかを確認いたします。

こちらですね、全て16項目に該当しない、ということが許可の条件になっておりますので、これらが審査の項目となっております。

それでは、今月分の申請の説明に参りたいと思います。

議案書は6ページになります。

番号は15になります。申請農地は大字高瀬〇と〇です。地目は、〇が、台帳 畑、現況 山林です。〇が台帳 田、現況 山林となっております。面積は、2筆合わせまして505㎡です。第2種農地となっております。

申請人は、大日町の〇さんです。申請理由は、既に植林しているものの、許可を得ていなかったため申請するもの、です。こちらの案件は、追認案件となっておりますので、始末書の徴取をいたします。この申請につきましては、3条の申請を〇さんがされておきまして、ただ、3条の申請は、持っている農地を整理する必要がございますので、今回、違反転用がありましたこの2筆を、4条の申請によりまして、転用するカタチとなっております。なので、この申請許可がおりましたら、新たに3条の申請が出てくるようなカタチとなっております。

では、場所の説明をいたします。場所はですね、こちら、赤い丸で示したところになります。近くにはですね、荒平公民館がございます。こちらが航空写真です。こちら赤で囲んでいる2ヶ所が対象の農地となっております。こちらが字図です。こちらも赤で囲んでいる部分が、対象の農地となっております。続いて、こちらが現況の写真です。この写真は〇の現況写真となっております。こちらが、〇の現況写真です。

では、説明は以上となります。

それでは、現地調査にご同行いただきました調査委員長から、御意見をいただこうと思います。
はい。

<p>調査委員長 (横田秀喜)</p>	<p>私どもが見た限り、現場はこういうことでございます。問題は無いものと思われま</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>はい、ありがとうございました。 それでは、チェックシートの方にいきたいと思います。チェックシートを御覧ください。ページは、4ページから5ページになります。先ほども少し説明いたしましたが、こちら、全ての項目に「該当しない」ことが、許可の要件になっておりますが、全て該当しておりませんので、許可できるものと考えております。事務局からは以上となります。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 事務局の議案説明及び調査委員長さんの説明にあるように、この15番ですね、追認ということでございます。皆さんの中で何かあれば御発言いただきたいと思</p> <p>はい、無ければですね、この件につきましては、別紙チェックシートのとおり、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 御承認いただけますでしょうか。御賛同いただける、農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 御賛同いただける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 全会一致でございますので、議案第2号は原案どおり、許可相当といたします。</p> <p>続きまして、7ページです。 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件、3件でございます。 事務局、説明の方をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>はい。私から、議案第3号 農地法の第5条について、説明いたします。 今月は、3件申請が出ております。 こちら農地法第5条につきましては、先ほどの第4条と同じく、農地を農地以外のものにする、というところは一緒なんですけど、譲り受けるか、借りるか、など、別の方が転用される場合に、許可を受けるために申請するものとなっております。 それでは説明にまいります。 番号25、大字夜明〇、地目は台帳 田、現況 畑、面積は1,182㎡のうち、65㎡で、第2種農地となります。 賃貸人は夜明関町の〇さん。賃借人は熊本県の〇さんです。申請地を借受けて、車両回転場用地として利用したいとのこと。この案件はですね、〇さんが、〇の改修工事を行っておりまして、それに関連するものとなっております。こちら前の地図でいきますと、こちら発電所がございます、現地はこの赤い丸ですね。そして、夜明ダムがこちらございます。こちらですね、工事に際しまして、水が水力発電所に入らないように、夜明ダムをですね、放流しておりまして、その影響で、こちらの橋、沈み橋があるんですけども、こちらが通行出来ないようになっております。現在はですね、〇さんが雇っております警備員さんが、こちらに立っておりまして、看板なども設置して、入らないように指導しているんですけども、警備員さんですね、この夏の暑さもございまして、警備員さんを、ちょっと設置するのが難しくなってきたということですので、看板は設置しているんですけども、入れないようにですね。ただ、入ってきて、車がですね転</p>

回出来る場所がないので、今回、農地を借りまして、そこで、この部分で転回して出られるようにと考慮して、申請をしております。場所は、先ほど言いましたこの赤い丸の部分になっております。こちらが航空写真です。こちらが字図になっております。この赤で囲んでいる部分が対象の農地です。続きまして、こちらが現況の写真です。この黄色のですね、大きい枠、これが農地全体なんですけども、今回利用するのは、この赤い枠で囲んでいる部分を利用して、車両の転回場ですね、転回をする場所を作る、ということになっております。

では、続きまして番号26です。対象農地は大字庄手〇、地目は台帳 田、現況 畑、面積は303㎡の第3種農地です。

譲渡人は日ノ隈町の〇さん、譲受人は竹田新町の〇さんです。申請地を譲り受けて、貸駐車場用地として利用したい、とのこと。こちら場所なんですけど、赤い丸で示した部分になります。近くには、日ノ隈こども園などがございます。こちらが航空写真です。この赤く囲んでいる部分が、対象の農地となっております。こちらが字図です。この赤で囲んでいる部分が、対象農地です。続きまして、こちらが現況の写真となっております。こちらですね、写真の右の奥にございます青い壁のアパートが見えますが、こちらの申請者の方がですね、2棟所有しております、今回、このアパートの住人の方の駐車場不足を解消するという事で、駐車場を作るようにしております。また、余りました区画はですね、近所の住民の方に貸すように計画をしております。また、この赤で囲んでいる部分、これが対象の農地となっておりますけども、その手前ですね、こちら、ちょっと見難いですが、黄色で線を引いている部分ですね、こちらが雑種地となっておりますけども、こちらと一体ですね、一体として、利用するようになっております。

では続きまして、議案書の8ページにまいります。

番号は27です。対象農地は、大字日高〇、〇、〇となっております。地目は、全筆、台帳・現況ともに田となっております。面積は、全筆合わせまして2,394㎡の第2種農地となっております。

譲渡人は刃連町の〇さん、譲受人は元町の〇さんです。申請地を譲り受けまして、特定建築条件付土地7区画として利用したい、ということ。こちらですね特定建築条件付土地という風になっているんですけど、こちらはですね、2種農地の農地に住宅、分譲地を造成するという事ですので、分譲した後ですね、

<p>調査委員長 (横田秀喜)</p> <p>事務局 (小野芳也)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>区画が売れ残った場合にはですね、譲受人が、自らですね、住宅などを建築する必要があるものとなっております。それでは場所の説明いたします。こちら、赤い丸で囲んでいる部分が対象農地となっております。近くにはですね、刃連町公民館などがございます。こちらが航空写真です。赤で囲んでいるこの3筆が、対象の農地です。こちらが字図となっております。こちらが現況の写真です。赤で囲んでいる部分ですね。これは対象の農地となっております。</p> <p>以上ですね、5条は3件となります。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただきました調査委員長から、御意見をいただこうと思います。よろしくお祈いします。</p> <p>はい。現地をこういうことを見てまわりましたが、問題無しと見てまいりました。</p> <p>以上です。</p> <p>それではですね、チェックシートにまいりたいと思います。</p> <p>チェックシートの6ページと5ページを御覧ください。こちらですね、全ての要件に、該当してない、というところが条件となっておりますので、今回、どこも該当しておりませんので、許可を出すには問題無いかと思います。</p> <p>事務局からは、以上となります。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>事務局の議案説明及び調査委員長の説明にあるようにですね、問題が無い、という意向でございます。皆さんの中で何かあれば、御発言をいただきたいと思います。</p> <p>樋口委員ですね、どうぞ。</p>
---	--

<p>9番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい、9番の樋口です。 26番のですね、今度駐車場にする、ということですけど、恐らく、セイタカアワダチソウが出来ておりますのでですね、数年荒らしているんじゃないかな、と思うんですよ。今までもう、こういったところは、結構市街地であって、もう近くの方は、大変困ると思うんですよ。農地パトロールとかですね、今後していくんでしょうが、今まで、ここに対してですね、何かこう指導をされたとかですね、そういった事案、そういう行為があったのかどうかですね、その辺りのところを、お聞きしたいなと思っておるところです。許可自体はですね。綺麗になって、近所の方にとっても、いいんじゃないかと思いますが、今までの行為がですね、あんまりよくありませんので、他にも農地を持っておれば、何かこう、始末書というか、そういうあれは、そこまですべきかは、判りませんが、こういうことをすること自体がですね、あまりよろしくないなと思っておりますので、今まで、指導等された部分があるかな、ということでお聞きしたいなと思っております。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>はい。そうですね。 農地についての指導ということなんですが、指導をしたかどうか、というのは、ちょっと私どもも、申し分けありません。はっきり分からないんですけども、例えば、こういうふうに荒れている農地がございましたらですね。近隣の方からの</p>
<p>10番 (高瀬義徳)</p>	<p>ちょっとすみません。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>はい。</p>

<p>10 番 (高瀬義徳)</p>	<p>今、樋口委員の指導と解消ということでありましたけど、私が日ノ隈に在住しておりますし、日ノ隈に、〇、もう数名の耕作放棄地があります。</p> <p>ただ、この〇さんについても、本人に耕作放棄地の解消を、ということで推進をしましたら、ここは、日隈こども園、それから個人の農業従事者に貸して、解消は出来ておりましたけど、セイタカアワダチソウは1年する、2年すると、もうこんなに大きくなりますので、そして、シルバーで1回伐採をしておりますし、今度、駐車場になれば、もう自ずと解消が出来ます。</p> <p>それと、今言いました〇さんというのは、日ノ隈でもニーズがありまして、一筆はシルバーに刈取りを、もう強制的にある程度お願いをして、防犯上、それから管理上の留意点を諭した中での、刈取りをさせておりますし、もう1筆については、今本人が、草刈りを実施しております、耕作放棄地の解消にということで、推進をしておりますし、なかなかこの罰則というのがありませんのでですね。</p> <p>足を何回となく、運んで、向こうが戸を開けんごつ引っ張ったのを、裏から引っ張るとを、こっちが表から引っ張って、問答したり、いろんなことがありましたけど、どうにか解消の目途がついて、やっております。</p> <p>ただ、耕作放棄地は2筆以外にも、いっぱい、ちょっとした小さな面積のところ、沢山発生をしておりますので、小まめな指導、それから推進を徹底して、解消に向かっていきたいという風に思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>はい、すいません、ありがとうございました。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>樋口委員、あの一応ですね、農地パトロールした後に、耕作放棄地になっているところは意向調査をですね、お聞きして、一応分かる範囲は指導しておりますので、これから先も気をつけてですね、指導するようにしていきますので、よろしくをお願いします。</p>

<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>何か、ほかにございませんか。 推進委員の方から何かございませんか。 よろしいですか。 はい、それではですな、無ければ、この件につきましては、別紙チェックシートのとおり、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。御承認いただけますでしょうか。 御賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 御賛同いただける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 全会一致でございます。議案第3号は、原案どおり許可相当といたします。</p> <p>はい。調査委員長、最後でございますので一言お願いいたします。</p>

<p>調査委員長 (横田秀喜)</p>	<p>7月25日に現地調査に行ったんですけど、この日は案件が少ないということで、時間が余ったら、小野の災害の現場を、農業委員さんとしても見とった方がいいんじゃないか、っちゅうことで話が出てました。</p> <p>それで、当時の雨量レーダーを見ますと、天瀬から小野方面に、赤印の雨量レーダーが回っておりまして、私どももちょうど調査が終わって、その雨量レーダーの赤を追いかけていったような状況になりましたので、小野振興センターまで行って、引き返してきましたので、私ども見ることも出来なかったんですけど、事務局にお願いしまして、今日時間があればですね、事務局の方から、災害現場を画像で見せてくれる、ということでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございました。お疲れさまでした。</p> <p>それではですね。議案第4号でございます。</p> <p>9ページ、農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件、でございます。新規2件でございます。</p> <p>その前に事務局の方より、この件につきまして説明をいたします。</p>
<p>事務局 (中村 仁)</p>	<p>はい。議案第4号の農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件について、今回委員さんが変わられましたので、少しだけ説明をしたいと思っております。</p> <p>こちらは、農業経営基盤強化促進法という法律に基づいて、農地の貸し借りをするものでありまして、市が農用地利用集積計画とあって、これらの契約をまとめたものを公告することによって、効力が発生するものになっております。今後の利用の目的、貸し手と借り手の情報、そして契約の内容となっております。貸し手と借り手の下にある新規の表記は、今回初めて対象地の貸し借りをするというものであります。</p> <p>このほかにも、今回は議案にありませんが、一度契約期間が終了して改めて契約をする再設定や、貸し手と</p>

借り手の間に、大分県農業農村振興公社が入る中間管理事業の一括方式というものもあります。こちらもちェックシートがございまして、資料No.1の8ページを御覧いただきたいと思います。審査の項目が、大きく五つございます。

1番目が、基本構想との適合ということで、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっております。こちらは農業振興課の方で、農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想というものを策定しておりまして、その内容に沿っているかということになります。

2番目は、備えるべき要件ということで、ひとつ目が、耕作または養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うと認められること、です。ふたつ目が、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、です。

3番目が、常時従事条件ということで、ひとつ目が、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること、です。ふたつ目が、その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作または養畜の事業に常時従事すると認められること、となっております。

4番目が、同意です。前項第2号に規定する土地ごとに、同項第1号に規定する者並びに当該土地について、所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利又はその他の使用並び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意が得られること、です。

5番目が、項目は三つありまして、ひとつ目が、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。ふたつ目が、混牧林地として利用するため利用権の設定を受ける場合、その者が、利用権の設定などを受ける土地を効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うことができると認められること。みっつ目が、農業用施設用地として利用するため、利用権の設定などを受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められることです。

これを全て「適」に丸がつくことが、承認の条件となっております。

私の方からは以上です。

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>議案第4号ですね、東有田の件でございます。</p> <p>借り手の方がですね、〇さん。それ〇ですね、〇も同じく〇さんでございます。</p> <p>このエリアにつきましてですね、すいません、穂本委員、このエリア内でよろしいでしょうか。</p>
<p>推進委員 (穂本基稔)</p>	<p>はい。よいと思います。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。それではですね、承認したいと思います。</p> <p>続きます、10ページですね。</p> <p>議案第5号、8月調査員の選任についてでございます。</p> <p>日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき選任するものでございます。私の方の御指名でよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それではですね。指名いたしたいと思います。</p> <p>7番 綾垣和子委員、12番 中島幸一郎委員、19番 河津裕治委員の3名の方をお願いしたいと思います。</p> <p>調査委員長は19番の河津裕治委員の方をお願いしたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、それじゃですね、議案第6号 日田市農業委員会小委員会の所属について、でございます。</p>

<p>(石井照久)</p> <p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>事務局説明の方、お願いいたします。</p> <p>議案の11ページをお開きください。</p> <p>議案第6号 日田市農業委員会小委員会の所属についてです。</p> <p>小委員会については、日田市農業委員会小委員会設置要綱にて、農業委員会の所掌事務等の執行のため、その研究と促進を図ることを目的に設置するものです。</p> <p>本委員会におきましては、耕作放棄地対策小委員会と農地集積対策小委員会との二つの小委員会を設けております。</p> <p>この小委員会の委員長は、会長及び副会長をもって充てることとなっております。</p> <p>副委員長につきましては、これまで2名ずつ充てておりましたが、先月の委員改選後、会長・副会長、そして事務局において協議しました結果、今期につきましては、活動項目に「地域計画」の目標地図の素案作成などがありますことから、2名に1名プラスしまして、各3名ずつ置くこととしたい、と考えました。</p> <p>所属委員につきましては、農業委員が19名でありますことから、片方の委員会が10名、もう片方が9名、充てることとなります。</p> <p>それぞれの委員会の方で互選した方をもって充てるというカタチとなっております。副委員長の方がですね。</p> <p>なお、各小委員会の基本方針と活動項目については、こちらに記しているとおりです。</p> <p>この間までの前期と変わりましたところは、先ほど話しましたが、両方の小委員会に、「地域計画」に関する項目を入れている点になります。</p> <p>これらふたつの小委員会には、それぞれに事務局員を2名ずつ、担当職員として配置しております。</p> <p>今後、農業委員会の方より、審議の付託をされましたら、必要に応じて小委員会を開催していただくこととなります。</p> <p>なお、例年6月前後には市長へ提出する「意見書」の内容を検討するために、必ず年に1回ですね、必ず6月前後には1回開催されます。</p>
-------------------------------------	--

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>この小委員会の所属についてですが、この場で話し合いをして、皆さんで決めて、振り分けを決めていくというわけにはいきませんので、人数が多いということもありまして、なかなか決定には至らないのでは、ということから、今回、事務局の方で、委員の皆様をふたつの小委員会に振り分けました。</p> <p>なお、各委員方の所属の振り分けですけれども、今回、農業委員への応募をしていただいた際の手紙の中にありました委員の皆様方の「抱負」などを読ませていただき、それを参考に振り分けさせていただきました。</p> <p>ということで、農地集積対策小委員会の方が1人多い10人となっております。</p> <p>また、その中から選出します副委員長につきましては、先にも話しましたが、会長・副会長・事務局にて、協議した際に、それぞれ記載の3名の方々を充てさせていただきます。</p> <p>そういうカタチで、今、お配りしている案を作ったということになります。</p> <p>はい。資料は行き届きましたか。よろしいでしょうか。</p> <p>はい、ここで副委員長につきまして、私の方から報告させていただきたいと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 超 (石井照久)</p>	<p>それではですね、耕作放棄地対策小委員会の方です。</p> <p>3番の飯田隆委員、14番 横田秀喜委員、17番の財津満寿光委員の3名の方です。</p> <p>次に、農地集積対策小委員会の方です。</p> <p>11番 原田文利委員、15番 川津清則委員、19番 河津裕治委員の3名の方をお願いしたいと思います。</p> <p>その中でですね、耕作放棄地対策小委員会の中の飯田隆さんを、旧郡部対応のですね、推進委員さんの担当役員としたいと思います。</p> <p>もう1人ですね、次に農地集積対策小委員会の11番 原田文利委員は、旧日田市の推進委員さんの担当を</p>

<p>議長 (石井照久)</p>	<p>していただきたいと思います。</p> <p>今年2年間は合わせましてですね、「地域計画」を完成させなくてはなりません、ということと、推進委員さんの意見をですね、役員会の方に上げていただくために、このお二方に特別に役員をしていただきたいと思います。</p> <p>よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、各委員の小委員会の所属の件、そして、その中での3名の副委員長を選出の件について、この事務局より提示させていただきました案のとおりで、よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、皆様どうぞよろしくをお願いします。</p> <p>なお、小委員会の副委員長につきましては、役員となりますことから、偶数月の20日前後に開催されます役員会に出席していただくこととなりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>この件につきまして、何か質問のある方おられましたら、お受けしたいと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>飯田隆委員と原田文利委員のお二方についてはですね、推進委員さんの御意見等も吸い上げていただきまして、また地域計画を2年間で完成させなくてはなりませんので、その進捗状況とかですね、回収状況とかございますので、その二方については、特別にお願いしたいと思います。</p> <p>よろしいですか、それではですね12ページですね。</p> <p>報告第1号に移りたいと思います。</p> <p>農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく、合意解約についてです。</p> <p>13件、うち中間管理事業7件です。</p>
----------------------	---

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局報告をお願いいたします。</p> <p>(事務局から報告)</p> <p>ありがとうございます。 ほかに何かございますか。無ければ事務局の説明によるその他に入りたいと思いますよろしいでしょうか。はい、それでは事務局、その他に項目をお願いいたします。</p> <p>(事務局から報告)</p> <p>(1) 8月現地調査 日 時 8月24日(木)午前9時～ ※ 調査委員のみ</p> <p>(2) 8月調査委員会 日 時 8月29日(火)午前9時～ ※ 会長、副会長、調査委員</p> <p>(3) 8月定例総会 日 時 9月8日(金)午後2時～ 会 場 7階 大会議室</p> <p>(4) 行事日程 8月 8日(火) 農地パトロール説明会(定例総会終了後:7階 大会議室) 8月12日(土) おんせん県おおいた就農・就業応援フェア in 大分(大分市) 8月18日(金) ウーマンアグリネットおおいた通常総会(別府市) *女性委員5名 8月22日(火) 常設審議委員会(大分市) *会長</p>
-----------------------	--

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>8月25日(金) 役員会 15:00~ *役員 9月27日(水) 改選期別農業委員会セミナー(別府市) *農業委員・推進委員対象 (5) その他 ・「7月分 農業委員会活動記録簿」の提出日 ・「7月分 戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日</p> <p>では、他にその他で、委員の皆様からの方からの意見等なければ、これで終了したいと思いますので、よろしいでしょうか。</p> <p>はい。じゃ、皆様お疲れさまでした。 このままパトロールの説明会に入りますので、よろしくをお願いします。</p>
-----------------------	--

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和 5年 11月 8日

議 長 会 長

署 名 委 員 4 番

署 名 委 員 17 番